

令和 2 年

五所川原市教育委員会

第 3 回 定 例 会

提案事件綴

(その 2)

五所川原市教育委員会

目

次

- | | | | | |
|---|--------|--|---|---|
| 1 | 議案第21号 | 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を
改正する規則の制定について | P | 1 |
| 2 | 議案第22号 | 五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則の制定について | P | 3 |
| 3 | 議案第23号 | 五所川原市教育委員会職員の人事について | P | 5 |

議案第 2 1 号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 2 3 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

組織の改編及び分掌事務の見直しに伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則
五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表スポーツ振興課の項中「、走れメロスマラソン係」を削る。

第2条の表スポーツ振興課の部走れメロスマラソン係の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 22 号

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正により、「道徳」が「特別の教科である道徳」に改められたことから、所要の事項を改めるものである。

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「前項」を「小学校において、前項」に、「届け出なければ」を「届け出なければ」に改め、同項第2号中「、道徳」を「（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第50条第1項に規定する各教科をいう。次号において同じ。）、「特別の教科である道徳」に改め、「（中学校の教育課程にあつては、外国語活動に係るものを除く。次号において同じ。）」を削り、同項第3号中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同項第4号中「、児童・生徒会活動」を「及び児童会活動」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 中学校において、第2項により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 教育目標

(2) 各教科（学校教育法施行規則第72条に規定する各教科をいう。次号において同じ。）、「特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導の方針

(3) 各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

(4) 学校行事及び生徒会活動に関する年間授業日数等

第15条の見出し中「並びに教科等」を「、教科等」に改め、同条中「教科、道徳」を「各教科（小学校においては、第5条第3項第2号に規定する各教科、中学校においては、同条第4項第2号に規定する各教科をいう。）、「特別の教科である道徳、外国語活動（小学校に限る。）、「総合的な学習の時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第23号

五所川原市教育委員会職員の人事について

五所川原市教育委員会職員の人事について別紙のとおり発令したいので、教育委員会の同意を求める。

令和2年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則に基づく五所川原市教育委員会職員の任免その他の人事について、同意を求めるため提案するものである。

五所川原市教育委員会職員人事発令

No.	発令事項	職	氏名	発令年月日
1	五所川原市へ出向させる	五所川原市教育委員会職員	小林 耕正	令和2年3月31日
2	五所川原市へ出向させる	五所川原市教育委員会職員	川浪 生郎	令和2年3月31日
3	五所川原市教育委員会職員の併任を解く	五所川原市教育委員会職員	三和 不二義	令和2年3月31日
4	五所川原市教育委員会職員に任命する 教育部長に補する	五所川原市選挙管理委員会職員	夏坂 泰寛	令和2年4月1日
5	五所川原市教育委員会職員に任命する 教育総務課長に補する	五所川原市職員	永山 大介	令和2年4月1日
6	五所川原市教育委員会職員に併任させる 教育総務課金木教育総務室長に補する	五所川原市職員	黒川 隆二	令和2年4月1日
7	五所川原市教育委員会職員に併任させる 教育総務課市浦教育総務室長に補する	五所川原市職員	柏谷 哲治	令和2年4月1日